# 第二節 紛争の解決を図るための体制

### (助言及びあっせんの申立て)

- 第十八条 障がい者、障がい者の家族、事業者その他の関係者は、前二条の規定による相談を経ても差別事案の解決が期待できないと認められるときは、知事に対し、 当該差別事案を解決するために必要な助言又はあっせんを行うべき旨の申立てをすることができる。
- 2 障がい者の家族その他の関係者は、障がい者の意思に反して前項の申立てをすることができない。
- 3 第一項の申立ては、行為の日(継続する行為にあっては、その行為の終了した日) から三年を経過した差別事案に係るものであるときは、することができない。

### 【趣旨】

差別事案の紛争解決(助言・あっせん)の申立てについて定めるものです。

# 【解説】

### [第1項・第2項関係]

1 助言・あっせんの申立てができる者について

助言・あっせんの申立てを行うことができる者は、差別事案を相談することができる者と同じで、(1) 障がい者、(2) 障がい者の家族、(3) 事業者、(4) その他の関係者、としています。

「その他の関係者」としては、障がい者の介助等を行う支援者などが想定されるほか、行政機関等も含みます。

なお、「障がい者の家族その他の関係者は、障がい者の意思に反して申立てをすることができない」としていますが、「障がい者の意思に反して」については、障がい当事者が助言・あっせんの手続による解決を望まないことを明示している場合を想定しています。障がいの種別や程度によっては、障がい当事者による意思の表明が容易でない場合も考えられ、申立てが不当に制約されないよう、障がい当事者の意思の確認は慎重になされる必要があります。そのため、この要件は、いわゆる「消極要件」として、障がい当事者が助言・あっせんの手続による解決を望まないことを表明している事情が客観的に明らかである場合に限定して運用されることが望ましいと考えられます。

また、上記の趣旨から、「障がい者の家族その他の関係者」には、事業者などは 含まれないと解されます。

### [第1項・第3項関係]

2 助言・あっせんの対象事案について

助言・あっせんの対象となる事案は、第 16 条又は第 17 条の規定による相談を経ても解決が難しい差別事案としています。助言・あっせんは、第三者機関が関与するものであり、相談員による調整などによる解決が容易な事案を対象にすることは、かえって解決に時間を要するなどの問題が生じることがあります。そこで、県の相談体制での相談を経ても解決が難しい差別事案を対象としています。

また、事案の発生から長期間経過すると、事実の確認などが困難になることも あるため、助言・あっせんの申立ての対象となる事案については、行為の日から 3年以内のものとしています。

# (助言及びあっせん)

- 第十九条 知事は、前条第一項の申立てがあったときは、助言又はあっせんを行うものとする。ただし、助言又はあっせんを行うことが適当でないと認められるときは、 この限りでない。
- 2 知事は、前条第一項の申立てがあったときは、当該申立てに係る差別事案の事実 関係について調査を行うことができる。この場合において、当該申立てをした者(第 二十三条及び第二十四条第六項において「申立人」という。)、相手方その他の関係 人は、正当な理由がある場合を除き、これに協力しなければならない。
- 3 知事は、助言又はあっせんを行うに当たり必要があると認めるときは、三重県障がい者差別解消調整委員会の意見を聴くものとする。
- 4 助言又はあっせんの対象となる差別事案の当事者が県又は地方独立行政法人であるときは、前項の規定にかかわらず、知事は、助言又はあっせんを行うに当たり、 三重県障がい者差別解消調整委員会の意見を聴くものとする。
- 5 知事は、あっせんによっては前条第一項の申立てに係る差別事案の解決の見込み がないと認めるときは、あっせんを打ち切ることができる。

#### 【趣旨】

助言・あっせんの手続について定めるものです。

### 【解説】

### 〔第1項関係〕

1 「ただし、助言又はあっせんを行うことが適当でないと認められるときは、この限りでない」

「助言又はあっせんを行うことが適当でない」については、個々の事案に応じて判断がされますが、例えば、

- ①申立てのあった事案が明らかに差別事案に該当しない場合
- ②申立ての時点で、相談員等による対応(助言、調整など)が十分尽くされていない場合
- ③当事者間の感情的対立が激しく、相手方当事者の参加が当初から期待できない状況にある場合
- ④知事が申立てのあった事案の事実関係を調査しても、事実関係の解明が難 しい場合

などが考えられます。

# [第2項関係]

### 2 知事による事実関係の調査について

助言・あっせんを行うに当たっては、事実関係の解明が必要となるため、知事 において、事実関係の基礎調査を行うことができるようにしています。

また、事実関係の調査については、関係人の協力義務を定めています。「関係人」 という文言を使用しているのは、当事者のほか、従業者などを含める趣旨であり、 例えば、事業者による差別事案の場合に、従業者への聴き取りを行うことなどが 想定されます。

### [第3項・第4項関係]

# 3 第三者機関 (障がい者差別解消調整委員会) への諮問について

助言・あっせんについては、知事が実施することとしていますが、第三者機関 (三重県障がい者差別解消調整委員会)の意見を聴く(諮問する)仕組みを採用 しています。これにより、知事による助言・あっせんの手続の公正中立性を担保 しています。

なお、差別事案の当事者が県や県が設立した地方独立行政法人であるときは、 三重県障がい者差別解消調整委員会への諮問を義務付けています。

### [第5項関係]

#### 4 あっせんの打ち切りについて

あっせんについては、当事者双方の協力が必要な手続であり、これによる解決 の見込みがないときは、その手続を継続することが困難となります。そこで、条 例では、あっせんの打切りについて規定しています。

「差別事案の解決の見込みがない」という要件については、個々の事案に応じて判断がされますが、例えば、

- ①申立人の相手方が、あっせんの手続に参加する意思がない旨を表明したと き。
- ②当事者の一方又は双方があっせんの打切りを申し出たとき。
- ③当事者の双方があっせん案を受諾しないとき。

などが考えられます。

# (三重県障がい者差別解消支援協議会に対する報告)

- 第二十条 知事は、助言又はあっせんを行った結果明らかになった課題があると認めるとき又は次項の規定により三重県障がい者差別解消調整委員会から報告を受けたときは、当該課題又は報告について三重県障がい者差別解消支援協議会に報告するものとする。
- 2 三重県障がい者差別解消調整委員会は、前条第三項及び第四項の規定に基づく知事の諮問に応じて調査審議を行った結果明らかになった課題があると認めるときは、当該課題について知事に報告するものとする。

# 【趣旨】

三重県障がい者差別解消支援協議会に対する報告について定めるものです。

知事が助言・あっせんを実施する際、事案の解決に関して課題(事業者の財政事情等により、合理的な配慮として対応できることに限界があるなど)の存在が明らかになることもあると考えられます。このような課題については、三重県障がい者差別解消支援協議会でその方策を検討することとしていることから、その課題を同協議会が把握できるよう、知事が、同協議会への課題の報告を行う旨を規定しています。

また、上記のような課題は、諮問に応じる三重県障がい者差別解消調整委員会においても把握することが考えられるため、同委員会から知事に報告する旨を規定しています。

# (勧告)

第二十一条 知事は、助言又はあっせんを行った場合において、差別事案に該当する 行為をしたと認められる者が、正当な理由なく当該助言又はあっせんに従わないと きは、当該者に対して、必要な措置をとるよう勧告することができる。

### 【趣旨】

助言・あっせんに関する勧告について定めるものです。

助言・あっせんは、当事者間での自主的な問題解決を援助するためのものであり、助言・あっせんに従うかどうかは、当事者に委ねられています。しかしながら、助言・あっせんに従わないことに正当な理由があると認められないような場合に、何らの措置も行わないこととすると、助言・あっせんの実効性が担保されず、当該手続の意義が損なわれるおそれがあります。

そこで、正当な理由がないと認められる場合には、差別をしたとされる当事者に助 言・あっせんに従うよう勧告し、問題解決のための行動を促すこととしています。

# (意見の聴取)

第二十二条 知事は、前条の規定による勧告をする場合には、あらかじめ、期日、場所及び事案の内容を示して、勧告の対象となる者又はその代理人の出頭を求めて、 意見の聴取を行わなければならない。ただし、これらの者が正当な理由なく意見の 聴取に応じないときは、意見の聴取を行わないで勧告することができる。

# 【趣旨】

勧告を行う前の意見の聴取について定めるものです。

勧告は、法的な拘束力のないものですが、事業者等の活動に事実上の影響を与えることも考えられることから、手続の適正を担保するため、意見聴取の手続を規定しています。

# (助言及びあっせんの状況の公表)

第二十三条 知事は、差別事案の発生の防止又は差別事案が発生した場合における当該差別事案の解決に資するため、助言又はあっせんを行った場合において、申立人、相手方その他の関係人の秘密を除いて、必要な事項を一般に公表することができる。

### 【趣旨】

知事が実施した助言・あっせんの状況の公表について定めるものです。

助言・あっせんについては、知事が当事者双方の言い分を聞き、三重県障がい者差別解消調整委員会の答申を踏まえるなどしながら行うものであり、どのような行為が差別的取扱いや合理的な配慮の不提供として問題になるのか、また、それらに対してどのような解決策を与えることが望ましいのかについて有力な指針を提供するものと言えます。

そこで、他の差別事案の発生防止や他の差別事案が発生した場合の自主的解決の基準の形成に資するよう、助言・あっせんの状況を公表することができることとしています。

# (三重県障がい者差別解消調整委員会)

- 第二十四条 第十九条第三項及び第四項の規定に基づく知事の諮問に応じて調査審議 を行わせるため、知事の附属機関として、三重県障がい者差別解消調整委員会(以 下「調整委員会」という。)を置く。
- 2 調整委員会は、委員十人以内で組織する。
- 3 委員は、関係行政機関の職員、学識経験のある者、障がい者、障がい者の福祉に 関する事業に従事する者、事業者その他知事が必要と認める者のうちから知事が任 命する。
- 4 前項の規定による委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後 も同様とする。
- 6 調整委員会は、調査審議を行うために必要があると認めるときは、申立人、相手 方その他の関係人に対し、その出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の 提出を求めることができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、調整委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

### 【趣旨】

三重県障がい者差別解消調整委員会の組織について定めるものです。

紛争解決を図る体制については、①知事が、必要に応じて第三者機関に諮問しながら助言・あっせんを行うこととし、②諮問を受ける第三者機関として、障がい者差別解消調整委員会を新たに設けることとしています。

障がい者差別解消調整委員会は、「調停、審査、諮問又は調査のための機関(地方自治法第 138 条の 4 第 3 項)」の性質を有することから、この条例において「知事の附属機関」として設置することとしています。

障がい者差別解消調整委員会の委員については、様々な立場の意見を反映することができるよう、有識者のほか、障がい当事者や障がい福祉に従事する者、事業者など、様々な立場の人が任命されるようにしています。その他には、教育関係者や労働者の代表などが想定されます。